

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	労働者災害補償保険法による保険給付等(年金給付)に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚生労働省は、労働者災害補償保険法による保険給付等(年金給付)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

厚生労働大臣

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

令和3年8月25日

## 公表日

令和5年3月28日

## 項目一覧

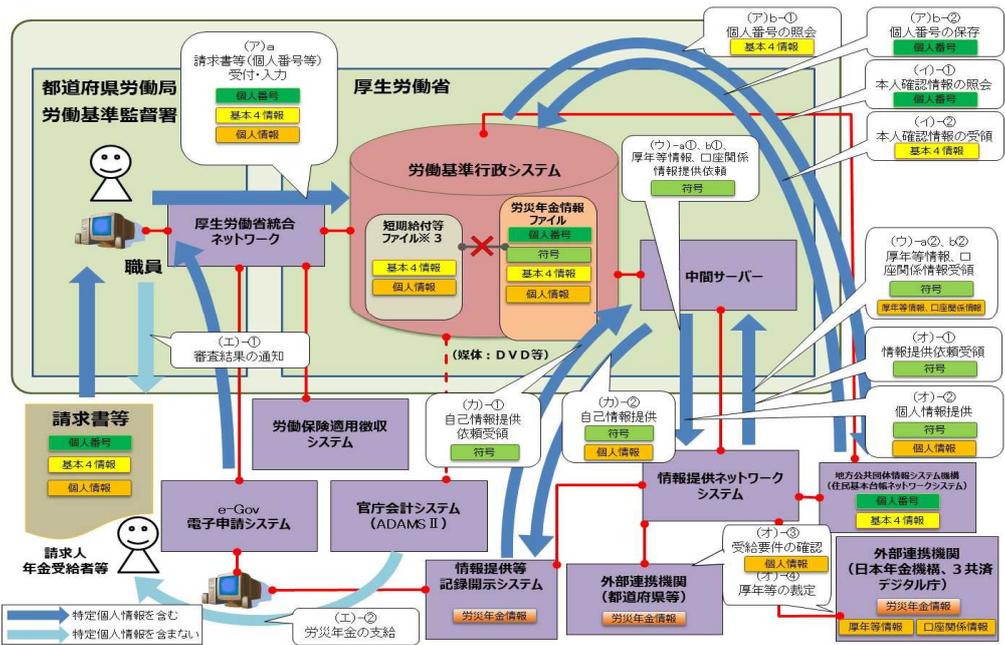
I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所



<p>③他のシステムとの接続</p>	<p> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム                    <input type="checkbox"/> 庁内連携システム  <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム            <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム  <input type="checkbox"/> 宛名システム等    <input type="checkbox"/> 税務システム  <input type="checkbox"/> その他 ( e-Gov電子申請システム、労働保険適用徴収システム、厚生労働省統合ネットワーク ) </p>
<p>システム2～5</p>	
<p>システム6～10</p>	
<p>システム11～15</p>	
<p>システム16～20</p>	

3. 特定個人情報ファイル名	
労災年金情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に基づいて、労災年金の請求人、受給者及び代理人等(以下「請求人等」という。)に関して、併給調整を行い、厚生年金等の受給状況に関する情報の提供を日本年金機構及び3共済から受ける際に、対象者全員の個人番号を基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別をいう。以下同じ)及び労災年金の支給に必要な個人情報に紐付けて保有する必要があるため。</li> <li>・請求人等より提供を受けた個人番号をキーワードとして地方公共団体情報システム機構から提供を受けた本人確認情報(生存情報)と、労働基準行政システムに保存されている生存情報とを突合し、生存確認を行うため。</li> <li>・労災年金の支払いにおいて、個人番号をキーワードとして口座情報登録システムから提供を受けた口座関係情報を用いるため。</li> </ul>
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号を利用し、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報を取得可能とすることにより、次のア及びイが期待できる。</li> <li>ア 従来、労災年金の受給要件(受給者の生存、生計維持関係の有無等)の確認のために、請求人等に求めていた書類(住民票の写し、戸籍の抄本等)の提出を省略できる。</li> <li>イ 受給者の生存確認、請求人及び受給者の生計維持関係(同居の有無等)の正確な把握による適正な給付に資する。</li> <li>・個人番号を利用し、日本年金機構及び3共済から厚生年金等の受給状況に関する情報を取得可能とすることにより、次のウ及びエが期待される。</li> <li>ウ 従来、併給調整(※)に関して労災年金の請求人等が労働基準監督署等に対して行っていた申請・届出等に関する負担を軽減する。</li> <li>エ 請求人又は受給者が受給している厚生年金等の受給状況に関する情報を正確に把握できるようになるため、労災年金の適正な給付に資する。</li> <li>(※)労災保険は同一の事由により厚生年金等の他の保険給付が支給される場合には、労災保険給付の一部を減額調整して支給することになっている。</li> <li>・個人番号を利用し、口座情報登録システムから口座関係情報を取得可能とすることにより、次のオが期待される。</li> <li>オ 従来、労災年金の請求人等が労働基準監督署等に対して行っていた申請・届出等に関する負担を軽減する。</li> </ul>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条、番号法別表第1第5項、番号法第14条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 実施する  2) 実施しない  3) 未定</p>
②法令上の根拠	(照会)番号法別表第2第7項、第7項の2 (提供)同法別表第2第35項、第47項、第66項、第68項、第107項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	厚生労働省労働基準局労災保険業務課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	
-	

**(別添1) 事務の内容**



(備考)

**(支給の流れ)**

**(ア) 個人番号の把握・保存**

a 労災年金の請求人等から窓口及びe-Gov電子申請システムにより個人番号を入手する場合  
請求人等より、個人番号、基本4情報、厚生年金等の受給金額等の労災年金の支給に必要な個人情報の記載された  
労災年金に係る請求書等を、労働基準監督署等で受け付け、職員が操作端末に入力する。  
請求書等についてe-Gov電子申請システムにより受け付けた場合も、紙での申請と同様に、職員が操作端末に入力する。  
当該請求書等に記載されている個人番号、基本4情報、その他労災年金の支給に必要な個人情報を労働基準行政システムに保存する。

b 地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手する場合(番号確認時等)  
-① 番号利用開始時において、既に労災年金を受給している者の個人番号を入手する場合、請求人等から提供される基本4情報を基に、本人が個人番号を登録する手続の負担を考慮し、地方公共団体情報システム機構から個人番号の提供を受ける。  
-② 地方公共団体情報システム機構より個人番号の提供を受け、その個人番号に基本4情報、厚生年金等の受給金額等の労災年金の支給に必要な個人情報を紐付けて、労働基準行政システムに登録する。

**(イ) 個人番号の真正性確認、受給者の生存確認等**

-① 請求人等より提供を受けた個人番号をキーワードとして、地方公共団体情報システム機構に対し、本人確認情報(基本4情報等)の提供を依頼する。  
-② 地方公共団体情報システム機構より、本人確認情報(基本4情報等)の提供を受ける。

**(ウ) 情報連携に係る事務(情報提供を受ける場合)**

a 日本年金機構及び3共済から厚生年金等の受給状況に関する情報の提供を受ける場合  
-① 個人番号と紐付く情報提供用個人識別符号をキーワードとして、情報提供ネットワークシステムを介し、日本年金機構及び3共済に対し、厚生年金等の受給状況に関する情報の提供依頼を行う。  
-② 日本年金機構及び3共済より情報提供ネットワークシステムを介し、厚生年金等の受給状況に関する情報の提供を受ける。  
b 口座情報登録システムから口座関係情報の提供を受ける場合  
-① 個人番号と紐付く情報提供用個人識別符号をキーワードとして、情報提供ネットワークシステムを介し、口座情報登録システムに対し、口座関係情報の提供依頼を行う。  
-② 口座情報登録システムより情報提供ネットワークシステムを介し、口座関係情報の提供を受ける。  
-③ 提供を受けた口座関係情報を、支払先の口座として登録する。

**(エ) 審査結果の通知、労災年金の支給**

-① 労働基準監督署より審査結果の通知書を発送  
-② 官庁会計システム(ADAMS II(国の会計事務の効率的な処理を目的としたシステム))を介し、労災年金を支給

**(初期導入時の流れ)**

上記(ア)と同じ。(基本4情報の他に住民票コードの提供を受けている場合は、住民票コードを基に依頼を行う。)

**(日本年金機構、3共済、都道府県等への情報提供の流れ)**

**(オ) 情報連携に係る事務(情報提供を行う場合)**

日本年金機構、都道府県等からの労災年金に関する個人情報の提供依頼に対して労災年金に関する個人情報を提供する場合  
-① 日本年金機構、3共済、都道府県等から情報提供ネットワークシステムを介し、労災年金に関する個人情報の提供依頼を受ける。  
-② 日本年金機構、3共済、都道府県等に対し、情報提供ネットワークシステムを介し、労災年金に関する個人情報を提供する。  
-③ 日本年金機構、3共済、都道府県等において、障害基礎年金等の受給要件の確認を行う。(例えば、20歳前障害の場合は、労災年金を受給すると障害基礎年金の支給が停止される。)  
-④ 日本年金機構、3共済、都道府県等において、厚生年金等の裁定を行う。

**(情報提供等記録開示システムへの情報提供の流れ)**

**(カ) 情報連携に係る事務(情報提供を行う場合)**

情報提供等記録開示システム(マイナポータル)からの労災年金に関する自己情報の提供依頼に対して労災年金に関する個人情報を提供する場合  
-① 情報提供等記録開示システムから情報提供ネットワークシステムを介し、労災年金に関する自己情報の提供依頼を受ける。  
-② 情報提供等記録開示システムに対し、情報提供ネットワークシステムを介し、労災年金に関する自己情報を提供する。  
-③ 受給者がマイナポータルにアクセスし、自己情報表示機能を利用して自分の情報を確認する。

## II 特定個人情報ファイルの概要

### 1. 特定個人情報ファイル名

労災年金情報ファイル

### 2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	a.遺族(補償)等年金、障害(補償)等給付の請求人 b.傷病の状態に関する届出の提出者 c.労災年金の受給者 d.遺族(補償)等年金に係る死亡労働者 e.労災年金を請求していた者で不支給等の理由により労災年金を受給しなかった者 f.労災年金を受給していた者で死亡等の理由により労災年金の受給権が消滅した者 等	
	その必要性	・上記a～eについては、労災年金の受給要件の確認の際に、住民票の提出を省略できる等、請求人等の利便性の向上のために個人番号を利用する。 ・上記c及びfについては、労災年金の適正な給付に資するため、受給者の生存確認、請求人及び受給者の生計維持関係を正確に把握できるよう、利用する。
④記録される項目	[ 100項目以上 ]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 口座関係情報 )
	その妥当性	・個人番号は、番号法に基づき情報提供ネットワークシステムを介して情報連携を行う際に必要となる、情報提供用個人識別符号(個人番号対応符号)を取得するため必要となる。また、地方公共団体情報システム機構に対して、本人確認情報を照会する際に必要となる。 ・基本4情報は、地方公共団体情報システム機構に対して、個人番号の真正性確認を行うために必要となる。 ・雇用・労働関係情報(労災年金の支給に必要な個人情報)は、労災年金の支給の際に必要となる。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	厚生労働省労働基準局労災保険業務課	

3. 特定個人情報の入手・使用					
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 日本年金機構、3共済 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 地方公共団体情報システム機構、口座情報登録システム )				
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( e-Gov電子申請システム、厚生労働省統合ネットワーク )				
③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労災年金の請求人等より請求書等を受け付けた際に、個人番号、基本4情報、厚生年金等の受給金額等の労災年金の支給に必要な個人情報を入手する。</li> <li>・労災年金の受給要件を確認する等、労災年金の支給に必要な際に、入手元(本人又は本人の代理人、日本年金機構、3共済、地方公共団体情報システム機構、口座情報登録システムから上記と同様の個人情報を入手する。</li> </ul>				
④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本年金機構、3共済、口座情報登録システムとは情報提供ネットワークシステム、地方公共団体情報システム機構とは専用線(住民基本台帳ネットワークシステム)により、労災年金の受給要件を確認する際等に、個人番号、基本4情報、厚生年金等の受給金額等の労災年金の支給に必要な個人情報を入手することとしており、これにより厚生年金等の受給状況に関する添付書類(裁定通知書等)や住民票等の添付を省略することができる。</li> </ul>				
⑤本人への明示	<p>厚生労働省が、日本年金機構及び3共済との情報連携のために個人番号を取得することは、番号法第14条、番号法別表第1第5項(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による保険給付の支給又は社会復帰促進等事業の実施に関する事務)、番号法別表第2第7項(労働者災害補償保険法による保険給付の支給に関する事務)、第35項(厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務)、第47項(国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除に関する事務)、第107項(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務)にその根拠が示されている。</p>				
⑥使用目的 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労災年金の請求人等が労働基準監督署等に対して行う申請・届出等の際に、厚生年金等の受給状況に関する添付書類を省略できる等の請求人等の利便性の向上のために個人番号を利用する。</li> <li>・労災年金の適正な給付に資するため、労災年金の請求人又は受給者が受給している厚生年金等の受給金額を正確に把握できるよう、利用する。</li> <li>・労災年金の受給要件の確認の際に、住民票の提出を省略できる等の請求人等の利便性の向上のために個人番号を利用する。</li> <li>・労災年金の適正な給付に資するため、受給者の生存確認、請求人及び受給者の生計維持関係を正確に把握できるよう、利用する。</li> <li>・労災年金の適正な給付に資するため、受給者の口座関係情報を利用する。 (障害特別年金、遺族特別年金、傷病特別年金及び労災就学等援護費は、障害(補償)等、遺族(補償)等及び傷病(補償)等とあわせて支払いを行う)</li> </ul>				
	<table border="1"> <tr> <td>変更の妥当性</td> <td>—</td> </tr> </table>	変更の妥当性	—		
変更の妥当性	—				
⑦使用の主体	<table border="1"> <tr> <td>使用部署 ※</td> <td>厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署</td> </tr> <tr> <td>使用者数</td> <td> <input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input type="checkbox"/> [ ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul> </td> </tr> </table>	使用部署 ※	厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署	使用者数	<input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input type="checkbox"/> [ ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
	使用部署 ※	厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署			
使用者数	<input type="checkbox"/> 1,000人以上 <input type="checkbox"/> [ ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>				

<p>⑧使用方法 ※</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求人等より提供された個人番号、基本4情報、厚生年金等の受給金額等の個人情報について、労働基準監督署等で受け付け、職員が操作端末に入力する。労働基準行政システムに、個人番号、基本4情報、厚生年金等の受給金額等の労災年金の支給に必要な個人情報を保存する。</li> <li>・請求人等より提供を受けた基本4情報をキーワードとして、地方公共団体情報システム機構より、個人番号の提供を受ける。</li> <li>・請求人等より提供を受けた個人番号をキーワードとして、地方公共団体情報システム機構より、本人確認情報(基本4情報等)の提供を受ける。</li> <li>・情報提供ネットワークシステムより、個人番号をキーワードとして、情報提供用個人識別符号の発行を受ける。</li> <li>・情報提供用個人識別符号をキーワードとして、情報提供ネットワークシステムを介し日本年金機構及び3共済より、厚生年金等の受給状況に関する情報の提供を受ける。</li> <li>・情報提供用個人識別符号をキーワードとして、情報提供ネットワークシステムを介し口座情報登録システムより、口座関係情報に関する情報の提供を受ける。</li> <li>・日本年金機構等からの情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供用個人識別符号をキーワードとした労災年金に関する個人情報の提供依頼に対し、依頼に係る労災年金に係る受給金額、受給日等の個人情報を提供する。</li> </ul>
<p>情報の突合 ※</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求人等より提供を受けた個人番号をキーワードとして地方公共団体情報システム機構から提供を受けた本人確認情報(基本4情報)と、労働基準行政システムに保存されている基本4情報とを、個人番号の真正性確認のため、突合する。</li> <li>・請求人等より提供を受けた個人番号をキーワードとして地方公共団体情報システム機構から提供を受けた本人確認情報(生存情報)と、労働基準行政システムに保存されている生存情報とを、生存確認のため、突合する。</li> <li>・労働基準行政システムに厚生年金等の受給状況に関する情報が既に保存されていた場合、年6回情報提供用個人識別符号をキーワードとして、情報提供ネットワークシステムを介し日本年金機構及び3共済より提供を受けた厚生年金等の受給状況に関する情報と、突合する。</li> <li>・情報提供用個人識別符号をキーワードとして、情報提供ネットワークシステムを介し口座情報登録システムより提供を受けた口座関係情報と労働基準行政システムに保存されている口座関係情報を突合する。</li> </ul>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>—</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>特定個人情報を使用して労災年金の請求人等に労災年金を支給する。</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成28年1月1日</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( <input type="checkbox"/> 1 ) 件	
委託事項1	労働基準行政システムの運用保守業務	
①委託内容	特定個人情報を取り扱う運用・保守業務(バックアップ取得、障害時・異常発生時の確認及び復旧、個人番号本人確認用印刷データ出力・印刷業者への引渡し、特定個人情報の開示請求人(本人)又は特定個人情報保護委員会に対する情報提供等の記録の提供、帳票出力等)	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数 [ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	システム全体に係る保守・運用等を適切に実施するためには、専門的かつ高度な知識・技術を要すること等、全体の取扱いを委託することが必要であるため。
③委託先における取扱者数	[ <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( システムが設置されるデータセンター内にて取扱いを行う。 )	
⑤委託先名の確認方法	調達結果(委託先名)は官報公示及びホームページ公表により、国民等が確認可能。	
⑥委託先名	株式会社NTTデータ	
再委託	⑦再委託の有無 ※ [ <input type="checkbox"/> 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託予定金額等及びその他の厚生労働省が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図の提供を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を承認する。
	⑨再委託事項	上記委託事項と同じ。
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		



<b>提供先3</b>	厚生労働大臣(日本年金機構)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、番号法別表第2第107項
②提供先における用途	番号法別表第2第107項に掲げる厚生労働大臣における利用が認められた事務(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給の事務)
③提供する情報	・個人情報(傷病年月日、被災者死亡年月日、事故の相手方コード) ・労災年金給付情報(年金証書番号、請求書(届)受付年月日、支給事由発生年月日、転帰年月日、決定年月日) ・給付履歴情報(支払対象年月(初月)、支払対象年月(終月)、基本年金年額(初月)、基本年金年額(終月)、三者損賠調整額(初月+終月)、前払調整額(初月+終月)、内払調整額(初月+終月)、若年停止調整コード(初月)、若年停止調整コード(終月)、支払差止調整コード、年金担保調整コード、支給制限(滞納)調整コード、完納年月、支給制限(重大過失)調整コード、追給額、回収額、当期支払額、行政裁量事由コード(内払残額)、行政裁量事由コード(当期支払額)、当期支払額(追加給付除く)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	日本年金機構から照会を受けたとき
<b>提供先4</b>	厚生労働大臣又は共済組合等(3共済)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、番号法別表第2第35項
②提供先における用途	番号法別表第2第35項に掲げる厚生労働大臣又は共済組合等における利用が認められた事務(厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給の事務)
③提供する情報	・個人情報(傷病年月日、被災者死亡年月日、事故の相手方コード) ・労災年金給付情報(年金証書番号、請求書(届)受付年月日、支給事由発生年月日、転帰年月日、決定年月日) ・給付履歴情報(支払対象年月(初月)、支払対象年月(終月)、基本年金年額(初月)、基本年金年額(終月)、三者損賠調整額(初月+終月)、前払調整額(初月+終月)、内払調整額(初月+終月)、若年停止調整コード(初月)、若年停止調整コード(終月)、支払差止調整コード、年金担保調整コード、支給制限(滞納)調整コード、完納年月、支給制限(重大過失)調整コード、追給額、回収額、当期支払額、行政裁量事由コード(内払残額)、行政裁量事由コード(当期支払額)、当期支払額(追加給付除く)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会を受けたとき
<b>提供先5</b>	情報提供等記録開示システム
①法令上の根拠	番号法附則第6条第4項第1号
②提供先における用途	情報提供等記録開示システム(マイナポータル)での自己情報の表示業務

③提供する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報(傷病年月日、被災者死亡年月日、事故の相手方コード)</li> <li>・労災年金給付情報(年金証書番号、請求書(届)受付年月日、支給事由発生年月日、転帰年月日、決定年月日)</li> <li>・給付履歴情報(支払対象年月(初月)、支払対象年月(終月)、基本年金年額(初月)、基本年金年額(終月)、三者損賠調整額(初月+終月)、前払調整額(初月+終月)、内払調整額(初月+終月)、若年停止調整コード(初月)、若年停止調整コード(終月)、支払差止調整コード、年金担保調整コード、支給制限(滞納)調整コード、完納年月、支給制限(重大過失)調整コード、追給額、回収額、当期支払額、行政裁量事由コード(内払残額)、行政裁量事由コード(当期支払額)、当期支払額(追加給付除く)</li> </ul>	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報照会者から照会を受けたとき	
<b>提供先6～10</b>		
<b>提供先6</b>	厚生労働大臣又は都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、番号法別表第2第66項	
②提供先における用途	番号法別表第2第66項に掲げる厚生労働大臣における利用が認められた事務(特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務)	
③提供する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労災年金給付情報(年金証書番号、支給事由発生年月日、転帰年月日、決定年月日)</li> <li>・給付履歴情報(支払対象年月(初月)、支払対象年月(終月)、基本年金年額(初月)、基本年金年額(終月)、傷病障害等級号(初月)、傷病障害等級号(終月)、三者損賠調整額(初月+終月)、前払調整額(初月+終月)、内払調整額(初月+終月)、支払差止調整コード、年金担保調整コード、支給制限(滞納)調整コード、完納年月、支給制限(重大過失)調整コード、追給額、回収額、当期支払額、行政裁量事由コード(内払残額)、行政裁量事由コード(当期支払額)、当期支払額(追加給付除く)</li> </ul>	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	番号法上の情報照会者から照会を受けたとき	
<b>提供先7</b>	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、番号法別表第2第68項	



**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

別紙参照。

要配慮個人情報あり。

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
労災年金情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労災年金の請求人等が提出する請求書等は、様式を定めた提出方式によるものであり、当該請求人に限定した情報のみ記載することとしている。</li> <li>・労災年金の請求人等が提出する請求書等について、e-Gov電子申請システムにより受け付ける場合は電子証明書による電子署名を行うことにより、なりすましを防止し、請求人等からの情報のみ受け付けるようにシステムで制御されている。</li> <li>・初期導入時に地方公共団体情報システム機構から特定個人情報を入手する場合には、キーワードとなる基本4情報が年金受給者等に係るもののみとなるように、対象者を抽出する移行アプリケーションに条件設定を行い、担保する。</li> </ul>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労災年金の請求人等が提出する請求書等を様式化し、個人番号を含む労災年金の支給に必要な個人情報以外の記載欄を設けないこととするとともに、パンフレット等記載要領を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにする。</li> <li>・地方公共団体情報システム機構からの特定個人情報の入手は、労災年金の請求等から決定に至るまでの事務の流れの中でシステム的に行われるようにすることで、請求等と離れた形で個別に照会が行われないようにしている。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号を含む労災年金の支給に必要な個人情報については、労災年金の請求人等が提出する必要がある請求書等及び添付書類等としてあらかじめ労働者災害補償保険法施行規則等の省令等（労働者災害補償保険法施行規則第14条の2、第15条の2、第18条の2、労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件第10号、第12号、第13号等）に定めておくことで、入手元に対して入手方法及び使用目的を明示することとなっている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	労働基準監督署等の窓口において個人番号カードの提示を受ける等の本人確認措置を行う。e-Gov電子申請システムにより請求する場合は、個人番号カード(ICチップの読み取り)等により、本人確認措置を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	請求人等より、窓口で個人番号の提供を受ける場合は、請求人等より提供を受けた個人番号をキーワードとして地方公共団体情報システム機構から本人確認情報(基本4情報)の提供を受け、労働基準行政システムに保存されている基本4情報と突合する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求人等より提供を受けた個人番号をキーワードとして日本年金機構及び3共済から提供を受けた厚生年金等の受給金額等と、労働基準行政システムに保存されている厚生年金等の受給金額等を突合し、更新する。</li> <li>・請求人等より提供を受けた個人番号をキーワードとして口座情報登録システムから提供を受けた口座関係情報と、労働基準行政システムに保存されている口座関係情報を突合し、更新する。</li> <li>・請求人等より提供を受けた個人番号をキーワードとして地方公共団体情報システム機構から提供を受けた本人確認情報(生存情報)と、労働基準行政システムに保存されている生存情報とを突合し、生存確認を行う。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●請求人等より受け付けた請求書等について、次の措置を講ずる。 (誤送付の防止) <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求書等に不備がある場合、不備返戻を行うと宛先誤り等により個人情報の漏洩や紛失が生じるおそれがあるため、電話照会等により職員が補正できるような軽微な補正(単純な誤記等)については職員が直接修正することとし、請求書等の不備返戻は行わない。</li> <li>・請求人等に不備返戻を行う場合は、簡易書留等により誤送付防止を図るとともに、請求書処理簿に記録し請求書等の散逸防止を図る。</li> <li>・返戻等のため請求書等を庁舎外へ送付する際には住所・氏名を複数人で確認するとともに、送付の事実を記録する等、誤送付や紛失を避ける取組を行う。</li> </ul> </li> <li>(散逸の防止) <ul style="list-style-type: none"> <li>・受理した請求書等は即日又は翌日システム入力を行うとともに、即日システム入力できなかった請求書等は、処理簿に記録し個人情報の漏えい防止を図る。</li> <li>・システム入力後の請求書等は所定の保管場所に保管するとともに、他の文書と混同することを防止する措置を講ずる。</li> </ul> </li> <li>●地方公共団体情報システム機構との連携においては、情報の搾取・奪取等の防止及び情報の正確性担保のため、専用回線である住民基本台帳ネットワークシステムを用いるほか、情報の暗号化を実施する等の措置を講ずる。</li> <li>●労働基準行政システムでは、個人情報が端末を通じてインターネットに流出することのないようシステム面の措置を講じている。</li> <li>●請求書等の受付、審査を行う労働基準監督署等の拠点と、労働基準行政システムは通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持した専用ネットワーク(厚生労働省統合ネットワーク)を利用し、安全性を確保する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	労働基準行政システムには評価対象の事務において、個人番号を含む特定個人情報を取り扱うことが必要な職員のみがアクセスできることとしており、地方公共団体の宛名システムに相当する、複数の事務で個人番号を共通して参照するシステムは存在しない。したがって、評価対象の事務において、特定個人情報を取り扱うことができない職員による個人番号を介した紐付けや、評価対象の事務に必要なない情報との個人番号を介した紐付けは発生しない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	同上。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用する必要がある職員を特定し(労災保険給付の事務に携わらない都道府県労働局の職業安定部、雇用環境・均等部所属の職員等には付与しない)、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによりユーザー認証を実施し、そのアクセスログを保存する。</li> <li>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</li> <li>・情報セキュリティ対策に関する規程等に基づき、一人のIDでログインしたまま別の人が使用することがないように、ログオフをしてから離席する等、不正操作が行われないよう個々の職員が対策を行っている。</li> <li>・ログイン後、操作がない状態で一定時間経過すると、再びシステムを使用するのに改めてパスワード入力が必要な仕組みとしている。</li> </ul>

アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>アクセス権限の管理について定めた規程に基づき、次の管理を行う。</p> <p>(1)ID/パスワードの発効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス権限と事務の対応表を作成する。</li> <li>・アクセス権限が必要となった場合、職員が運用管理担当者へ事務に必要なアクセス権限を申請する。</li> <li>・申請に基づき、運用管理者が対応表を確認の上、承認(アクセス権限を付与)する。</li> </ul> <p>(2)失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的又は異動・退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職情報を確認し、当該事由が生じた際にはアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。</li> </ul>	
アクセス権限の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、都道府県労働局と労働基準監督署の所属の別等により実施できる事務の範囲を限定している。また、対応表は、随時、見直しを行う。</li> <li>・「労災事務(受付、審査、給付)の操作を行う者」のうち、情報提供ネットワークシステムへの照会等を行う必要最小限の者だけに、特定個人情報ファイルを取り扱うユーザ権限を付与する。</li> <li>・特定個人情報を取り扱うことができない職員による個人番号を介した紐付けや、評価対象の事務に必要な情報との個人番号を介した紐付けができないように制御されている。</li> <li>・口座関係情報等をキーとして個人番号を検索するようなことはできないようにアクセス制御されている。</li> </ul>	
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>職員が特定個人情報へアクセスした履歴(個人番号、アクセスした日時、職員名等)はログとして労働基準行政システムに保存され、月次で磁気テープ(媒体)に記録を移す。ログは定期的及び必要に応じ随時にチェックを行う。</p> <p>番号法第23条に基づく番号法施行令第29条により情報提供等の記録の保存期間が7年とされていることを考慮し、ログの保存期間は7年間以上とする。</p>	
その他の措置の内容	<p>労働基準行政システムへのアクセス権限が付与された他部署の職員等は、当該システムに保存されている特定個人情報へアクセスできないように制御を行い、特定個人情報へアクセスする機能の利用制限や、個人番号の表示の有無の制限等、システムで制御されている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>業務外利用の禁止について厚生労働省情報セキュリティポリシーに定めるとともに、年に1回実施する全職員を受講対象とした情報セキュリティに関する研修において業務外利用の禁止等について周知・徹底する。</p> <p>また、同じく厚生労働省情報セキュリティポリシーにより、許可されたもの以外のUSBメモリの使用を禁止しており、許可を受けたUSBメモリ以外は使用できないよう、システムで制御されている他、CD、DVD等のUSB以外の磁気媒体への書き込み・保存はできないよう、個々の職員に配置される端末では、CD、DVD等のドライブが使用できないよう、システム的な対策を講じている。</p> <p>なお、労働基準行政システムには、個人番号を含むCSVやPDFファイル等をダウンロードする機能(外部媒体へのダウンロードを含む。)は設けない。</p> <p>加えて、個人番号を含む特定個人情報を取り扱うことが必要な職員にのみ情報照会を許可することで、必要最小限の職員に限定するとともに、情報照会のログ等を定期及び必要に応じ随時に分析し、不適切な使用を防止する。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

運用・保守業者が行う以外に、労働基準監督署等の拠点からは、直接、特定個人情報ファイルを複製できる仕組みとはなっておらず、当該拠点において、システム上不正に複製することはできない。労災年金担当の管理職員の指示の下、運用・保守業者がバックアップやログを残すため等、特定個人情報に対してアクセスした際は、警告灯が鳴動する仕組みとする。運用作業は原則二人で行う相互牽制体制とする。運用業者、保守業者に対しては、厚生労働省セキュリティポリシーに則り、許可された者以外のUSBメモリの使用を禁止しており、許可を受けたUSBメモリ以外は使用できないよう、システムで制御されている。アクセスログを取得することで、不適切な端末操作を抑止する。なお、労働基準行政システムには、個人番号を含むCSVやPDFファイル等をダウンロードする機能(外部媒体へのダウンロードを含む。)は設けない。加えて、許可を受けたUSBを持ち出す際にあつては、責任者に都度申請等をして利用することとし、使用の記録等を管理簿(使用簿)に記載することとする。また、使用後は速やかに施錠可能な場所に保管するほか、許可を受けたUSBメモリを廃棄する際は物理的に破壊して破棄するなど、不適切な使用を防止する。

リスクへの対策は十分か [ 十分である ] <選択肢>  
 1) 特に力を入れている 2) 十分である  
 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク  
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク  
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	委託先を選定する際に、個人情報管理体制を確認するため下記の事項を記載した「情報セキュリティの管理体制」を提出させることとしている。 ・行政機関等からの個人情報の取扱いを含む業務の受託実績 ・プライバシーマーク又はISO/IEC27001の認証取得状況
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	委託先は、委託業務の実施に当たり、特定個人情報ファイルにアクセスできる業務委託員を必要最小限に特定し、当該者のみアクセス権限を付与する。また、アクセス権限の設定に当たっては、業務上の責務と必要性を勘案し、必要最小限の範囲に限り許可を与える。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	委託先は、特定個人情報ファイルへのアクセス記録を取得・分析し、記録を保存するとともに、作業実施後に委託業務以外の作業を実施していないか確認する。また、アクセス記録、電子計算組織の監視を行うとともに、監視状況に係る監査を定期的に行う。
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	契約書に、契約の履行において知り得た秘密を、他に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供は認めていない。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先に提供する際に、使用目的、情報の内容を記載した申請書を使用し、それを厚生労働省の情報セキュリティ責任者が確認する。授受記録については、媒体、利用期限、返却方法を記載した台帳を作成する。また、提供情報は受託業務完了時に全て返却又は消去する。
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報が記録された書面を廃棄する場合には、復元が困難な状態にする。また、特定個人情報が保存された電子計算機及び外部記録媒体を廃棄する場合は、データ消去ソフトウェア若しくはデータ消去装置の利用又は物理的な破壊若しくは磁気的な破壊により、復元が困難な状態にする。消去作業後に、廃棄等に関する実施結果を厚生労働省に報告させる。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保持義務</li> <li>・特定個人情報の目的外利用の禁止</li> <li>・再委託における条件</li> <li>・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任</li> <li>・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄</li> </ul>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には以下の方法とし、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を承認する。 ・秘密保持義務 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない

リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[ ]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
-----------------	-----	----------------------	--------------

具体的な方法			
--------	--	--	--

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
---------------------	-----	-------------------	-----------

ルール内容及びルール遵守の確認方法			
-------------------	--	--	--

その他の措置の内容			
-----------	--	--	--

リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
-------------	-----	---------------------------------------	----------

リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
--------------	--	--	--

リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
-------------	-----	---------------------------------------	----------

リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容			
--------------	--	--	--

リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
-------------	-----	---------------------------------------	----------

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--	--	--

**6. 情報提供ネットワークシステムとの接続**

[ ] 接続しない(入手)

[ ] 接続しない(提供)

**リスク1: 目的外の入手が行われるリスク**

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の入手は、労災年金の請求等から決定に至るまでの事務の流れの中でシステム的に行われるようにすることで、請求等と離れた形で個別に照会が行われないようにしている。</li> <li>・労働基準行政システムは、情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施する機能(番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能)を通して、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容(特定個人情報の更新、ファイル帳票の出力、特定個人情報の検索など)の記録を実施し、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する。</li> <li>・口座情報登録システムからの公金受取口座の登録時に、公金受取口座の利用者が行政機関等へ提供する情報・目的について同意を得ており、申請等の際に公金受取口座を利用する意思表示を行った者の口座関係情報のみ入手する。</li> <li>・請求人が労災年金を請求申請する際に、受取口座として登録した公金受取口座の利用希望の有無を確認するチェック欄を設け、当該チェック欄にて利用希望が確認された場合に限り、口座関係情報を情報照会する仕組みとすることにより、目的外の口座関係情報の入手を防止する。</li> </ul> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能                  (※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者と照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの                  (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報ファイルへのアクセス制御を行う機能</p>
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている

**リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク**

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーは、安全性を担保するため、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計する。</li> <li>・労働基準行政システムと情報提供ネットワークシステム(コアシステム)との間は、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持した専用ネットワーク(厚生労働省統合ネットワーク、政府共通ネットワーク)を利用し、安全性を確保する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている

**リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク**

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準行政システムは、情報提供ネットワークシステムを利用して、情報提供用個人識別番号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手することにより、照会対象者に係る正確な特定個人情報を入手することを担保する。</li> <li>・請求人等が請求書等に記載した厚生年金等の受給状況に関する情報と、情報提供用個人識別番号をキーワードとして、情報提供ネットワークシステムを介し日本年金機構及び3共済より提供を受けた厚生年金等の受給状況に関する情報とを突合することにより、照会対象者に係る正確な特定個人情報を入手することを担保する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている



リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準行政システムは、情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応する。</li> <li>・情報提供データベース管理機能(※)により、既存業務システムの特定個人情報に係る原本データを中間サーバーの「情報提供データベース」に副本として保管する際に、「インポートデータ」の形式チェックを行い、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応する。</li> <li>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</li> <li>・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合する機能により、データ更新時に登録済みの副本データを原本と照合し、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施し、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みとする。</li> <li>・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることをシステム上担保し、不正な名寄せが行われるリスクに対応する。</li> <li>・労働基準行政システムと情報提供ネットワークシステム(コアシステム)との間は、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持した専用ネットワーク(厚生労働省統合ネットワーク、政府共通ネットワーク)を利用し、安全性を確保する。</li> </ul>	
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>	
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①NISC政府機関統一基準群	<p>[ 十分に遵守している ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している  3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない</p>
②安全管理体制	<p>[ 十分に整備している ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している  3) 十分に整備していない</p>
③安全管理規程	<p>[ 十分に整備している ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している  3) 十分に整備していない</p>
④安全管理体制・規程の職員への周知	<p>[ 十分に周知している ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している  3) 十分に周知していない</p>
⑤物理的対策	<p>[ 十分に行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている  3) 十分に行っていない</p>
具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。</li> <li>・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置する。</li> <li>・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。</li> <li>・監視設備として監視カメラ等を設置する。</li> <li>・厚生労働省情報セキュリティポリシーにより、許可されたもの以外のUSBメモリの使用を禁止し、システムの情報が保存されているUSBメモリ等の庁舎外への持ち出しを禁止している。</li> <li>・許可を受けたUSBメモリ以外は使用できないよう、システムで制御されている。</li> </ul>

<p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>[ 十分に行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>・ファイアウォール、URLフィルタリング、ウイルス対策ソフト等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行う ・ウイルス対策ソフトのパターンファイルの更新、導入しているOS及びミドルウェアについて必要に応じセキュリティパッチの適用を行う。 ・労働基準行政システムでは、個人情報端末を通じてインターネットに流出することのないようシステム面の措置を講じている。 ・労働基準行政システムには、個人番号を含むCSVやPDFファイル等をダウンロードする機能(外部媒体へのダウンロードを含む。)は設けない。 ・請求書等の受付、審査を行う労働基準監督署等の拠点と、労働基準行政システムは通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持した専用ネットワーク(厚生労働省統合ネットワーク)を利用し、安全性を確保する。 ・労働基準行政システムと情報提供ネットワークシステム(コアシステム)との間は、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持した専用ネットワーク(厚生労働省統合ネットワーク、政府共通ネットワーク)を利用し、漏えい・紛失のリスクに対応する ・労働基準行政システムに保管している情報は、暗号化処理を行い、情報漏えい等の防止の措置を講じる。</p>
<p>⑦バックアップ</p>	<p>[ 十分に行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>⑧事故発生時手順の策定・周知</p>	<p>[ 十分に行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p> <p>その内容</p> <p>再発防止策の内容</p>	<p>[ 発生あり ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 発生あり 2) 発生なし</p> <p>【令和元年度】 なし</p> <p>【令和2年度】 なし</p> <p>【令和3年度】 なし</p> <p>※以下の再発防止策の付番については、上述の内容の付番に対応。</p> <p>【令和元年度】 なし</p> <p>【令和2年度】 なし</p> <p>【令和3年度】 なし</p>

⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号を分けて管理しないため、「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求人等より提供を受けた個人番号をキーワードとして日本年金機構及び3共済から提供を受けた厚生年金等の受給金額等と、労働基準行政システムに保存されている厚生年金等の受給金額等を突合し、更新する。</li> <li>・請求人等より提供を受けた個人番号をキーワードとして口座情報登録システムから提供を受けた口座関係情報と、労働基準行政システムに保存されている口座関係情報を突合し、更新する。</li> <li>・請求人等より提供を受けた個人番号をキーワードとして地方公共団体情報システム機構から提供を受けた本人確認情報(生存情報)と、労働基準行政システムに保存されている生存情報とを突合して生存確認を行い、必要な個人情報を更新する。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保管期間の過ぎた情報提供等の記録やアクセスログ等の特定個人情報を、システムにて自動判別し消去する。また、消去の際は消去履歴を作成し保存する。</li> <li>・保管期間の過ぎた磁気テープ(媒体)に保存したログに係る特定個人情報を消去する。消去の際は消去履歴を作成し保存する。</li> <li>・請求書等紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについては、細断又は外部業者による溶解処理等により廃棄を行う。廃棄の際は廃棄履歴を作成し保存する。また職員は、廃棄が確実に実施されたか否かについて、外部業者の提出する廃棄証明書等により確認を行う。</li> </ul>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	特定個人情報の取扱いを含む労働基準行政システムの情報セキュリティに係るドキュメント類に規定されている事項について定期的に職員による自己点検を行い、その点検結果について管理者が確認を行う。
②監査	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	個人情報の管理方法等について定めた規程の遵守状況等について、定期的に内部監査を実施する。監査における指摘事項については次回の監査時に改善状況を確認し、PDCAサイクルによる課題又は問題点の把握、改善に努める。
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	特定個人情報の取扱いを含む労働基準行政システムの情報セキュリティに係るドキュメント類に規定されている事項について定期的に自己点検を行う。また、自己点検以外に管理者が前述のドキュメント類を用いて、新たに事務取扱担当者になる者に対する研修を行うこととしている。 なお、自己点検結果が一定の水準に達していない場合は労働基準システムのパスワードの更新が行えなくなり、労働基準行政システムを使用することができなくなる仕組みとする。
3. その他のリスク対策	
-	

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 中央合同庁舎第5号館2階 厚生労働省大臣官房総務課公文書監理・情報公開室 ( <a href="http://www.mhlw.go.jp/jouhou/hogo05/index.html">http://www.mhlw.go.jp/jouhou/hogo05/index.html</a> )  ※郵送の場合の宛先についても同上
②請求方法	指定様式(下記URLを参照)による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 ( <a href="http://www.mhlw.go.jp/jouhou/hogo06/index.html">http://www.mhlw.go.jp/jouhou/hogo06/index.html</a> )  また、請求方法について、上記「①請求先」で示すURLのページにおいて流れを記載し、分かりやすい説明に努めている。
特記事項	厚生労働省ホームページ上に、請求先、請求方法、諸費用等について掲載する。
③手数料等	[ 有料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料  手数料額: (手数料額、納付方法: 開示請求手数料として1件300円(書面)又は200円(オンライン) ) 納付方法: 収入印紙の貼付(書面)又はオンライン納付(オンライン)
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	労働者災害補償保険年金受給権者ファイル、労働者災害補償保険被災者一元管理台帳
公表場所	電子政府総合窓口
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	厚生労働省労働基準局労災保険業務課 177-0044 東京都練馬区上石神井4-8-4 03-3920-3311
②対応方法	課内で必要な調整を行い、担当する部署等において対応する。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年8月19日
②しきい値判断結果	<p>[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる</p> <p>2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	e-Govパブリックコメントのホームページに「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)」の意見募集公告を掲載した。意見は所定の意見提出様式により、インターネット上の意見募集フォーム及び郵送により受け付けた。
②実施日・期間	令和3年7月12日(月)から令和3年8月11日(木)までの31日間
③期間を短縮する特段の理由	期間短縮なし
④主な意見の内容	本評価書に関係のない内容の御意見が2件あった。
⑤評価書への反映	意見は本意見募集の対象外であったため、評価書には反映していない。
3. 第三者点検	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	令和3年8月19日
②個人情報保護委員会による審査	<p>(1) 労働者災害補償保険法による保険給付等(年金給付)に関する事務の内容、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ並びにリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。</p> <p>(2) 特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、ファイアウォール、ウイルス対策ソフト等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行っていること等の措置が記載されているが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。</p> <p>(3) 組織的及び人的安全管理措置については、適切な組織体制の整備、職員への必要な教育・研修、実効性のある自己点検・監査等を実施し、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要である。</p> <p>(4) 情報漏えい等に対するリスク対策全般について、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行することに加え、不断の見直し・検討を行うことが重要である。</p>

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月24日	・I 基本情報 2. ② システムの機能 ・(別添1)事務の内容 ・III 2. リスク4 リスクに対する措置の内容 ・III 7. リスク1 ⑥ 具体的な対策の内容	—	次の記載を追加。 ・労災行政情報管理システムでは、個人情報端末を通じてインターネットに流出することのないようシステム面の措置を講じている。	事後	リスクを明らかに軽減するための変更であるため、重要な変更にあたらない。
平成27年12月24日	・III 3. リスク3 リスクに対する措置の内容 ・III 3. リスク4 リスクに対する措置の内容 ・III 7. リスク1 ⑥ 具体的な対策の内容	—	次の記載を追加。 ・労災行政情報管理システムには、個人番号を含むCSVやPDFファイル等をダウンロードする機能(外部媒体へのダウンロードを含む。)は設けない。	事後	リスクを明らかに軽減するための変更であるため、重要な変更にあたらない。
平成27年12月24日	III 7. リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	—	直近の状況として⑩～⑫及び参考を追加。	事後	—
平成29年5月30日	表紙 公表日	平成27年12月24日	平成29年5月30日	事後	時点修正
平成29年5月30日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	※各項の主務省令は、情報連携を開始する平成29年1月までに定める予定。	※番号法別表第2第7項及び第35項の主務省令は、平成29年7月日目で定める予定。	事後	時点修正
平成29年5月30日	I 基本情報 7. 評価実施期間における担当部署	②所属長 労災保険業務課長 荻原 俊輔	②所属長 労災保険業務課長 相浦 亮司	事後	時点修正
平成29年5月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 ⑤保有開始日	平成28年1月予定(現時点の予定として記載。特定個人情報の使用開始日において同じ。)	平成28年1月1日	事後	時点修正
平成29年5月30日	II 別添2 特定個人情報ファイル記載項目	—	次の記載を追加 ・要配慮個人情報あり	事後	平成29年4月27日付事務連絡「特定個人情報保護評価制度の運用における留意点について」に基づく修正
平成29年5月30日	III 3. 特定個人情報の利用 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	雇用均等室所属の～	雇用環境・均等部所属の～	事後	時点修正
平成29年5月30日	V 開示請求、問合せ ④個人情報ファイル簿の公表	行っていない	「行っている」に変更 また、個人情報ファイル名及び公表場所として次の記載を追記 ・労働者災害補償保険年金受給権者ファイル ・労働者災害補償保険被災者一元管理台帳 ・公表場所として「電子政府総合窓口」を追記	事後	時点修正
平成30年6月29日	・I 基本情報 ②事務の内容		(下記を追記) ・情報提供等記録開示システムへ労災年金に関する自己情報を提供する。	事前	
平成30年6月29日	・I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(照会)番号法別表第2第7項 (提供)同法別表第2第35項、第47項、第107項 ※番号法別表第2第7項及び第35項の主務省令は、平成29年7月日目で定める予定。	(照会)番号法別表第2第7項 (提供)同法別表第2第35項、第47項、第107項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月29日	・ I 基本情報 (別添1)事務の内容	(日本年金機構への情報提供の流れ) (オ)情報連携に係る事務(情報提供を行う場合) 日本年金機構からの労災年金に関する個人情報の提供依頼に対して労災年金に関する個人情報を提供する場合 -① 日本年金機構から情報提供ネットワークシステムを介し、労災年金に関する個人情報の提供依頼を受ける。 -② 日本年金機構に対し、情報提供ネットワークシステムを介し、労災年金に関する個人情報を提供する。 -③ 日本年金機構において、障害基礎年金等の受給要件の確認を行う。(例えば、20歳前障害の場合は、労災年金を受給すると障害基礎年金の支給が停止される。) -④ 日本年金機構において、厚生年金等の裁定を行う。	(日本年金機構、3共済への情報提供の流れ) (オ)情報連携に係る事務(情報提供を行う場合) (日本年金機構、国家公務員共済組合、地方公共団体共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団(以下「3共済」という。)からの労災年金に関する個人情報の提供依頼に対して労災年金に関する個人情報を提供する場合 -① 日本年金機構、3共済から情報提供ネットワークシステムを介し、労災年金に関する個人情報の提供依頼を受ける。 -② 日本年金機構、3共済に対し、情報提供ネットワークシステムを介し、労災年金に関する個人情報を提供する。 -③ 日本年金機構、3共済において、障害基礎年金等の受給要件の確認を行う。(例えば、20歳前障害の場合は、労災年金を受給すると障害基礎年金の支給が停止される。) -④ 日本年金機構、3共済において、厚生年金等の裁定を行う。	事前	
平成30年6月29日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	-	(情報提供等記録開示システムへの情報提供の流れ) (カ)情報連携に係る事務(情報提供を行う場合) 情報提供等記録開示システム(マイナポータル)からの労災年金に関する自己情報の提供依頼に対して労災年金に関する個人情報を提供する場合 -① 情報提供等記録開示システムから情報提供ネットワークシステムを介し、労災年金に関する自己情報の提供依頼を受ける。 -② 情報提供等記録開示システムに対し、情報提供ネットワークシステムを介し、労災年金に関する自己情報を提供する。 -③ 受給者がマイナポータルにアクセスし、自己情報表示機能を利用して自分の情報を確認する。	事前	
平成30年6月29日	I 基本情報 (別添1)事務の内容		図の変更 (三共済の追加等)	事前	
平成30年6月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	・日本年金機構からの情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供用個人識別符号をキーワードとした労災年金に関する個人情報の提供依頼に対し、依頼に係る労災年金に係る受給金額、受給日等の個人情報を提供する。	・日本年金機構等からの情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供用個人識別符号をキーワードとした労災年金に関する個人情報の提供依頼に対し、依頼に係る労災年金に係る受給金額、受給日等の個人情報を提供する。	事前	
平成30年6月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	(新規追加)	提供先4、5を追加	事前	
平成30年6月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取り扱いの委託 ⑥委託先名	平成27年度以降に調達予定	株式会社NTTデータ	事前	
平成30年6月29日	III 7. リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	平成23年度から平成27年度上期について記載	平成27年度から平成29年度末までの3力年分に修正	事前	
平成30年6月29日	I 基本情報 7 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	労災保険業務課長 相浦 亮司	課長	事前	
平成30年7月3日	表紙 公表日	平成29年5月30日	平成30年7月3日	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月3日	<p>I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ①システムの名称、②システムの機能 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性 (別添1)事務の内容</p> <p>II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3、リスク4 3. 特定個人情報の使用 リスク1、リスク2、リスク3、リスク4 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1、リスク2、リスク3、リスク4、リスク5、リスク6、リスク7 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1、リスク2</p> <p>IV その他のリスク対策 1. 監査 2. 従業員に対する教育・啓発</p>	労災行政情報管理システム	労働基準行政システム	事前	記載の明確化(重要な変更にあたらぬ)
令和3年9月3日	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能</p>	労働基準行政情報システム	労働基準行政システム(基準サブシステム)	事前	記載の明確化(重要な変更にあたらぬ)
令和3年9月3日	<p>I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容</p>	<p>・労災保険には、療養(補償)給付、休業(補償)給付等の短期給付や、障害(補償)、遺族(補償)があるが、この内、特定個人情報ファイルを取り扱う事務(評価対象事務)は、障害(補償)等の年金給付等に関する事務(労災年金事務)である。</p>	<p>・労災保険には、療養(補償)等給付、休業(補償)等給付の短期給付や、障害補償年金、複数事業労働者障害年金又は障害年金(以下、障害(補償)等という。)、遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金(以下、遺族(補償)等という。)、傷病補償年金、複数事業労働者傷病年金又は傷病年金(以下、傷病(補償)等という。)、社会復帰促進等事業として行う特別支給金のうち障害特別年金、遺族特別年金、傷病特別年金、社会復帰促進等事業として行う労災就学等援護費(以下、「年金給付等」という。)に関する事務があるが、この内、特定個人情報ファイルを取り扱う事務(評価対象事務)は、年金給付等に関する事務(労災年金事務)である。</p>	事前	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更(重要な変更にあたらぬ)
令和3年9月3日	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能</p>	<p>・労災行政情報管理システムは、療養(補償)給付、休業(補償)給付等の短期給付や、障害(補償)、遺族(補償)、傷病(補償)に係る年金給付等の～</p>	<p>・労働基準行政システムは、療養(補償)等給付、休業(補償)等給付の短期給付や、年金給付等の～</p>	事前	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更(重要な変更にあたらぬ)
令和3年9月3日	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能</p>	<p>⑥労災保険給付の支払((別添1)事務の内容の(エ))、⑦保険給付等に係る情報検索等があり、個人番号を取り扱うのは、①～③及び⑦に係る事務である。</p>	<p>⑥労災保険給付の公的給付支給等口座登録簿関係情報(以下、口座関係情報という。)の入力((別添1)事務の内容の(ウ)b)、⑦労災保険給付の支払((別添1)事務の内容の(エ))、⑧保険給付等に係る情報検索等があり、個人番号を取り扱うのは、①～③、⑥及び⑦に係る事務である。</p>	事前	重要な変更
令和3年9月3日	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続</p>	労働基準行政情報システム	-	事前	記載の明確化(重要な変更にあたらぬ)
令和3年9月3日	<p>I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性</p>	-	<p>・労災年金の支払いにおいて、個人番号をキーワードとして口座情報登録システム(仮称)から提供を受けた口座関係情報を用いるため。</p>	事前	重要な変更
令和3年9月3日	<p>I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット</p>	-	<p>・個人番号を利用し、口座情報登録システム(仮称)から口座関係情報を取得可能とすることにより、次のオが期待される。 オ 従来、労災年金の請求人等が労働基準監督署等に対して行っていた申請・届出等に関する負担を軽減する。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月3日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(照会)番号法別表第2第7項 (提供)同法別表第2第35項、第47項、第107項	(照会)番号法別表第2第7項、第7項の2 (提供)同法別表第2第35項、第47項、第66項、第68項、第107項	事前	時点修正(重要な変更にあたらぬ)
令和3年9月3日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	-	図の変更 (システム構成の明確化、都道府県等の追加等)	事前	記載の明確化(重要な変更にあたらぬ)
令和3年9月3日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	-	b 口座情報登録システムから口座関係情報の提供を受ける場合 -① 個人番号と紐付く情報提供用個人識別符号をキーワードとして、情報提供ネットワークシステムを介し、口座情報登録システム(仮称)に対し、口座関係情報の提供依頼を行う。 -② 口座情報登録システム(仮称)より情報提供ネットワークシステムを介し、口座関係情報の提供を受ける。 -③ 提供を受けた口座関係情報を、支払先の口座として登録する。	事前	重要な変更
令和3年9月3日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	(日本年金機構、3共済への情報提供の流れ) (オ)情報連携に係る事務(情報提供を行う場合) (日本年金機構、国家公務員共済組合、地方公共団体共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団(以下「3共済」という。)からの労災年金に関する個人情報の提供依頼に対して労災年金に関する個人情報を提供する場合 -① 日本年金機構、3共済から情報提供ネットワークシステムを介し、労災年金に関する個人情報の提供依頼を受ける。 -② 日本年金機構、3共済に対し、情報提供ネットワークシステムを介し、労災年金に関する個人情報を提供する。 -③ 日本年金機構、3共済において、障害基礎年金等の受給要件の確認を行う。(例えば、20歳前障害の場合は、労災年金を受給すると障害基礎年金の支給が停止される。) -④ 日本年金機構、3共済において、厚生年金等の裁定を行う。	(日本年金機構、3共済、都道府県等への情報提供の流れ) (オ)情報連携に係る事務(情報提供を行う場合) (日本年金機構、国家公務員共済組合、地方公共団体共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団(以下「3共済」という。)、都道府県等からの労災年金に関する個人情報の提供依頼に対して労災年金に関する個人情報を提供する場合 -① 日本年金機構、3共済、都道府県等から情報提供ネットワークシステムを介し、労災年金に関する個人情報の提供依頼を受ける。 -② 日本年金機構、3共済、都道府県等に対し、情報提供ネットワークシステムを介し、労災年金に関する個人情報を提供する。 -③ 日本年金機構、3共済、都道府県等において、障害基礎年金等の受給要件の確認を行う。(例えば、20歳前障害の場合は、労災年金を受給すると障害基礎年金の支給が停止される。) -④ 日本年金機構、3共済、都道府県等において、厚生年金等の裁定を行う。	事前	時点修正(重要な変更にあたらぬ)
令和3年9月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	a.遺族(補償)年金、障害(補償)給付の請求人 d.遺族(補償)年金に係る死亡労働者	a.遺族(補償)等年金、障害(補償)等給付の請求人 d.遺族(補償)等年金に係る死亡労働者	事前	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更(重要な変更にあたらぬ)
令和3年9月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	-	その他(口座関係情報)	事前	重要な変更
令和3年9月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構、口座情報登録システム(仮称)	事前	重要な変更
令和3年9月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	入手元(本人又は本人の代理人、日本年金機構、地方公共団体情報システム機構)	入手元(本人又は本人の代理人、日本年金機構、地方公共団体情報システム機構、口座情報登録システム(仮称))	事前	重要な変更
令和3年9月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	・日本年金機構とは情報提供ネットワークシステム	・日本年金機構及び口座情報登録システム(仮称)とは情報提供ネットワークシステム	事前	重要な変更
令和3年9月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	-	・労災年金の適正な給付に資するため、受給者の口座関係情報を利用する。 (障害特別年金、遺族特別年金、傷病特別年金及び労災就学等援護費は、障害(補償)等、遺族(補償)等及び傷病(補償)等とあわせて支払いを行う)	事前	重要な変更
令和3年9月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	-	・情報提供用個人識別符号をキーワードとして、情報提供ネットワークシステムを介し口座情報登録システム(仮称)より、口座関係情報に関する情報の提供を受ける。	事前	重要な変更
令和3年9月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	・労災行政情報管理システムに厚生年金等の受給状況に関する情報が既に保存されていた場合、年1回以上、定期報告の際に～	・労働基準行政システムに厚生年金等の受給状況に関する情報が既に保存されていた場合、年6回～ ・情報提供用個人識別符号をキーワードとして、情報提供ネットワークシステムを介し口座情報登録システム(仮称)より提供を受けた口座関係情報と労働基準行政システムに保存されている口座関係情報を突合する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	5件	7件	事前	時点修正(重要な変更にあたら ない)
令和3年9月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1、提供先2、提供先3、提供先 4、提供先5 ③提供する情報	～行政裁量事由コード(内払残額)、行政裁量事 由コード(当期支払額)	～行政裁量事由コード(内払残額)、行政裁量事 由コード(当期支払額)、当期支払額(追加給付 除く)	事前	時点修正(重要な変更にあたら ない)
令和3年9月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先6、提供先7	-	厚生労働大臣又は都道府県知事～ 都道府県知事等～	事前	時点修正(重要な変更にあたら ない)
令和3年9月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項 目	-	記録項目の変更	事前	重要な変更
令和3年9月3日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプ ロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1	・労災年金の受給者は毎年1回、定期報告書を 提出することとされており、その報告を基に個人 番号、基本4情報、厚生年金等の受給金額等の 労災年金の支給に必要な個人情報を更新する。	・請求人等より提供を受けた個人番号をキー ワードとして日本年金機構から提供を受けた厚 生年金等の受給金額等と、労働基準行政システ ムに保存されている厚生年金等の受給金額等を 突合し、更新する。	事前	記載の明確化(重要な変更にあ たらない)
令和3年9月3日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプ ロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3. 入手した特定個人情報が不 正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の 内容	-	・請求人等より提供を受けた個人番号をキー ワードとして口座情報登録システム(仮称)から 提供を受けた口座関係情報と、労働基準行政シ ステムに保存されている口座関係情報を突合 し、更新する。	事前	重要な変更
令和3年9月3日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプ ロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2. 権限のない者によって不正に 使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録	ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又 は、必要に応じてチェックを行う。	ログは定期的及び必要に応じ随時にチェッ クを行う。	事前	記載の明確化(重要な変更にあ たらない)
令和3年9月3日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプ ロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの 接続 リスク1. 目的外の入手が行われるリ スク リスクに対する措置の内容	(請求内容のOCR(文字認識)入力を契機とし て、日本年金機構への情報照会を自動的に行う 等)	-	事前	時点修正(重要な変更にあたら ない)
令和3年9月3日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプ ロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1	平成27年度から平成29年度末までについて記 載	平成29年度から令和元年度までの3か年分に修 正	事前	時点修正(重要な変更にあたら ない)
令和3年9月3日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプ ロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2	・労災年金の受給者は毎年1回、定期報告書を 提出することとされており、その報告を基に個人 番号を含む労災年金の支給に必要な個人情報 を更新する。	・請求人等より提供を受けた個人番号をキー ワードとして日本年金機構から提供を受けた厚 生年金等の受給金額等と、労働基準行政システ ムに保存されている厚生年金等の受給金額等を 突合し、更新する。 ・請求人等より提供を受けた個人番号をキー ワードとして口座情報登録システム(仮称)から 提供を受けた口座関係情報と、労働基準行政シ ステムに保存されている口座関係情報を突合 し、更新する。	事前	重要な変更
令和3年9月3日	表紙 公表日	平成30年7月3日	令和3年9月3日	事前	重要な変更
令和3年9月3日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプ ロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供 ネットワークシステムを通じた入手を除 く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が 漏えい・紛失するリスク	-	請求書等の受付、審査を行う労働基準監督署 等の拠点と、労働基準行政システムは通信の暗号 化等の高度なセキュリティを維持した専用ネッ トワーク(厚生労働省統合ネットワーク)を利用し 、安全性を確保する。	事前	重要な変更
令和3年9月3日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプ ロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	-	・請求書等の受付、審査を行う労働基準監督署 等の拠点と、労働基準行政システムは通信の暗号 化等の高度なセキュリティを維持した専用ネッ トワーク(厚生労働省統合ネットワーク)を利用し 、安全性を確保する。 ・労働基準行政システムと情報提供ネットワーク システム(コアシステム)との間は、通信の暗号 化等の高度なセキュリティを維持した専用ネッ トワーク(厚生労働省統合ネットワーク、政府共通 ネットワーク)を利用し、漏えい・紛失のリスクに 対応する ・労災情報システムに保管している情報につい ては、暗号化処理をしている。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月3日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1. 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(請求内容のOCR(文字認識)入力を契機として、地方公共団体情報システム機構への情報照会を自動的に行う等)		事前	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和3年9月3日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検	労働基準行政システムの情報セキュリティに係るドキュメント類に規定されている事項について定期的に職員による自己点検を行い	特定個人情報の取扱いを含む労働基準行政システムの情報セキュリティに係るドキュメント類に規定されている事項について定期的に職員による自己点検を行い	事前	記載の明確化(重要な変更にあたらない)
令和3年9月3日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	労働基準行政システムの情報セキュリティに係るドキュメント類に規定されている事項について定期的に自己点検を行う。	特定個人情報の取扱いを含む労働基準行政システムの情報セキュリティに係るドキュメント類に規定されている事項について定期的に自己点検を行う。	事前	記載の明確化(重要な変更にあたらない)
令和3年9月3日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容		加えて、個人番号を含む特定個人情報を取り扱うことが必要な職員にのみ情報照会を許可することで、必要最小限の職員に限定するとともに、そのログ等を定期及び必要に応じ随時に分析し、不適切な使用を防止する。	事前	記載の明確化(重要な変更にあたらない)
令和3年9月3日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容		加えて、許可を受けたUSBを持ち出す際には、責任者に都度申請等をして利用することとし、使用の記録等を管理簿(使用簿)に記載することとする。また、使用後は速やかに施錠可能な場所に保管するほか、許可を受けたUSBメモリを廃棄する際は物理的に破壊して破棄するなど、不適切な使用を防止する。	事前	記載の明確化(重要な変更にあたらない)
令和3年9月3日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容		・公金受取口座の登録時に、公金受取口座の利用者が行政機関等へ提供する情報・目的・情報について同意を得ており、申請等の際に公金受取口座を利用する意思表示を行った者の口座関係情報のみ入手する。 ・請求人が労災年金を請求申請する際に、受取口座として登録した公金受取口座の利用希望の有無を確認するチェック欄を設け、当該チェック欄にて利用希望が確認された場合に限り、口座関係情報を情報照会する仕組みとすることにより、目的外の口座関係情報の入手を防止する。	事前	重要な変更
令和3年9月3日	[Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策] 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか。 その内容	【平成29年度】 ①公共職業安定所において、事業所別被保険者台帳を誤送付する事案があった。当該台帳には従業員の氏名、生年月日、性別、雇用保険被保険者番号等の個人情報(134人分)が記載されていた。 【平成30年度】 ①労働局において、雇用調整助成金関係18件、育児休業取得促進等助成金関係10件、就職促進手当関係3件、国家公務員退職手当法に基づく失業者の退職手当関係48件の行政文書ファイルを誤廃棄する事案があった。 【令和元年度】 なし	【平成30年度】 ①労働局において、雇用調整助成金関係18件、育児休業取得促進等助成金関係10件、就職促進手当関係3件、国家公務員退職手当法に基づく失業者の退職手当関係48件の行政文書ファイルを誤廃棄する事案があった。 【令和元年度】 なし 【令和2年度】 なし	事前	時点修正(重要な変更にあたらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月3日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか。 再発防止策の内容	※以下の再発防止策の付番については、上述の内容の付番に対応。  【平成29年度】 ①・公共職業安定所においては、全職員に対し、誤送付防止と基本動作・確認作業の更なる徹底について注意喚起を行い、台帳をプリント出力した後に、1枚ずつ事業所名を確認することを徹底する等の指示を行った。 ・労働局においては、管下の所長に対し、本事業案を含む個人情報漏えい事案の説明と注意喚起を行った。また、担当課長会議において漏えい発生によるリスクの大きさを認識させ、個人情報漏洩防止に対する意識啓発と再発防止の徹底を指示した。  【平成30年度】 ①労働局においては、文書管理研修等の内容の充実・強化を図り、文書管理ルールに則った廃棄実施の徹底、文書管理監査の強化等を行った。  【令和元年度】 なし	※以下の再発防止策の付番については、上述の内容の付番に対応。  【平成30年度】 ①労働局においては、文書管理研修等の内容の充実・強化を図り、文書管理ルールに則った廃棄実施の徹底、文書管理監査の強化等を行った。  【令和元年度】 なし  【令和2年度】 なし	事前	時点修正(重要な変更にあたらぬ)
令和3年9月3日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理	・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、都道府県労働局と労働基準監督署の所属の別等により実施できる事務の範囲を限定している。また、対応表は、随時、見直しを行う。 ・特定個人情報を取り扱うことができない職員による個人番号を介した紐付けや、評価対象の事務に必要な情報との個人番号を介した紐付けができないように制御されている。 ・口座情報をキーとして個人番号を検索するようにはできないようにアクセス制御されている。	・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、都道府県労働局と労働基準監督署の所属の別等により実施できる事務の範囲を限定している。また、対応表は、随時、見直しを行う。 ・「労災事務(受付、審査、給付)の操作を行う者」のうち、必要最小限の「個人番号事務(個別照会)を行う者」だけに、特定個人情報ファイルを取り扱うユーザ権限を付与する。 ・特定個人情報を取り扱うことができない職員による個人番号を介した紐付けや、評価対象の事務に必要な情報との個人番号を介した紐付けができないように制御されている。 ・口座関係情報等をキーとして個人番号を検索するようにはできないようにアクセス制御されている。	事前	重要な変更
令和3年9月3日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	「加えて、個人番号を含む特定個人情報を取り扱うことが必要な職員にのみ情報照会を許可することで、必要最小限の職員に限定するとともに、ログ等を定期及び必要に応じ随時に分析し、不適切な使用を防止する。」	「加えて、個人番号を含む特定個人情報を取り扱うことが必要な職員にのみ情報照会を許可することで、必要最小限の職員に限定するとともに、情報照会のログ等を定期及び必要に応じ随時に分析し、不適切な使用を防止する。」	事前	記載の明確化(重要な変更にあたらぬ)
令和3年9月3日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策	・労災情報システムに保管している情報については、暗号化処理をしている。	・労働基準行政システムに保管する情報は、暗号化処理を行い、情報漏えい等の防止の措置を講じる。	事前	記載の明確化(重要な変更にあたらぬ)
令和3年9月3日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・公金受取口座の登録時に、公金受取口座の利用者が行政機関等へ提供する情報・目的・情報について同意を得ており、申請等の際に公金受取口座を利用する意思表示を行った者の口座関係情報のみ入手する。	・口座情報登録システム(仮称)からの公金受取口座の登録時に、公金受取口座の利用者が行政機関等へ提供する情報・目的について同意を得ており、申請等の際に公金受取口座を利用する意思表示を行った者の口座関係情報のみ入手する。	事前	記載の明確化(重要な変更にあたらぬ)
令和3年9月3日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 中央合同庁舎第5号館2階 厚生労働省大臣官房総務課情報公開文書室 ( <a href="http://www.mhlw.go.jp/jouhou/hogo05/index.html">http://www.mhlw.go.jp/jouhou/hogo05/index.html</a> )  ※郵送の場合の宛先についても同上	〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 中央合同庁舎第5号館2階 厚生労働省大臣官房総務課公文書監理・情報公開室 ( <a href="http://www.mhlw.go.jp/jouhou/hogo05/index.html">http://www.mhlw.go.jp/jouhou/hogo05/index.html</a> )  ※郵送の場合の宛先についても同上	事後	時点修正(重要な変更にあたらぬ)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	(以下、障害(補償)等という。) (以下、遺族(補償)等という。) (以下、傷病(補償)等という。) (以下、「年金給付等」という。)	(以下「障害(補償)等」という。) (以下「遺族(補償)等」という。) (以下「傷病(補償)等」という。) (以下「年金給付等」という。)	事前	形式的な変更(重要な変更にあたらぬ)
令和5年3月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	・労災保険給付の事務は、労働基準監督署、都道府県労働局(以下「労働基準監督署等」という。))において、請求書等の受付・入力((別添1)事務の内容の(ア)個人番号の把握・保存、(イ)個人情報の真正性確認等)、労災年金の受給要件や厚生年金及び国民年金等(以下「厚生年金等」という。))との併給調整額等に関する審査((別添1)業務の内容の(ウ)情報連携に係る事務)、通知・給付((別添1)事務の内容の(エ)審査結果の通知、労災年金の支給)等を行う。請求書等の申請は書面のほか、e-Gov電子申請システムにより、書面に代えてインターネットを通じて行うことができる。	・労災保険給付の事務は、労働基準監督署、都道府県労働局(以下「労働基準監督署等」という。))において、請求書等の受付・入力((別添1)事務の内容の(ア)個人番号の把握・保存、(イ)個人情報の真正性確認、受給者の生存確認等)、労災年金の受給要件や厚生年金、国民年金等及び共済年金(以下「厚生年金等」という。))との併給調整額等に関する審査((別添1)業務の内容の(ウ)情報連携に係る事務(情報提供を受ける場合)、通知・給付((別添1)事務の内容の(エ)審査結果の通知、労災年金の支給)等を行う。請求書等の申請は書面のほか、e-Gov電子申請システムにより、書面に代えてインターネットを通じて行うことができる。	事前	記載の明確化(重要な変更にあたらぬ)
令和5年3月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	③情報提供ネットワークシステムを介した日本年金機構との情報連携(併給調整に必要な厚生年金等の受給状況に関する情報の入手)	③情報提供ネットワークシステムを介した日本年金機構及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団(以下「3共済」という。))との情報連携(併給調整に必要な厚生年金等の受給状況に関する情報の入手)	事前	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更(重要な変更にあたらぬ)
令和5年3月28日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	・法令に基づいて、労災年金の請求人、受給者及び代理人等(以下「請求人等」という。))に関して、併給調整を行い、厚生年金等の受給状況に関する情報の提供を日本年金機構から受ける際に、対象者全員の個人番号を基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別をいう。以下同じ)及び労災年金の支給に必要な個人情報に紐付けて保有する必要があるため。	・法令に基づいて、労災年金の請求人、受給者及び代理人等(以下「請求人等」という。))に関して、併給調整を行い、厚生年金等の受給状況に関する情報の提供を日本年金機構及び3共済から受ける際に、対象者全員の個人番号を基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別をいう。以下同じ)及び労災年金の支給に必要な個人情報に紐付けて保有する必要があるため。	事前	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更(重要な変更にあたらぬ)
令和5年3月28日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性 ②実現が期待されるメリット 別添1事務内容(ウ)b II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 ③入手の時期・頻度 ④入手に係る妥当性 ⑧使用方法 ⑧使用方法 情報の突合 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報から不正な入手によるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定情報が古い情報そのまま保管され続けるリスク	口座情報登録システム(仮称)	口座情報登録システム	事前	時点修正(重要な変更にあたらぬ)
令和5年3月28日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	・個人番号を利用し、日本年金機構から厚生年金等の受給状況に関する情報を取得可能とすることにより、次のウ及びエが期待される。	・個人番号を利用し、日本年金機構及び3共済から厚生年金等の受給状況に関する情報を取得可能とすることにより、次のウ及びエが期待される。	事前	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更(重要な変更にあたらぬ)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月28日	(別添1)事務の内容 (フ)	a 日本年金機構から厚生年金等の受給状況に関する情報の提供を受ける場合 -① 個人番号と紐付く情報提供用個人識別符号をキーワードとして、情報提供ネットワークシステムを介し、日本年金機構に対し、厚生年金等の受給状況に関する情報の提供依頼を行う。 -② 日本年金機構より情報提供ネットワークシステムを介し、厚生年金等の受給状況に関する情報の提供を受ける。	a 日本年金機構及び3共済から厚生年金等の受給状況に関する情報の提供を受ける場合 -① 個人番号と紐付く情報提供用個人識別符号をキーワードとして、情報提供ネットワークシステムを介し、日本年金機構及び3共済に対し、厚生年金等の受給状況に関する情報の提供依頼を行う。 -② 日本年金機構及び3共済より情報提供ネットワークシステムを介し、厚生年金等の受給状況に関する情報の提供を受ける。	事前	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更 (重要な変更にあたらぬ)
令和5年3月28日	(別添1)事務の内容 (オ)	(オ)情報連携に係る事務(情報提供を行う場合) 日本年金機構、国家公務員共済組合、地方公共団体共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団(以下「3共済」という。)、都道府県等からの労災年金に関する個人情報の提供依頼に対して労災年金に関する個人情報を提供する場合	(オ)情報連携に係る事務(情報提供を行う場合) 日本年金機構、3共済、都道府県等からの労災年金に関する個人情報の提供依頼に対して労災年金に関する個人情報を提供する場合	事前	形式的な変更(重要な変更にあたらぬ)
令和5年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ① 入手元	[○]行政機関・独立行政法人等(日本年金機構)	[○]行政機関・独立行政法人等(日本年金機構、3共済)	事前	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更 (重要な変更にあたらぬ)
令和5年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③ 入手の時期・頻度	・労災年金の受給要件を確認する等、労災年金の支給に必要となる際に、入手元(本人又は本人の代理人、日本年金機構、地方公共団体情報システム機構、口座情報登録システム(仮称))から上記と同様の個人情報を入手する。	・労災年金の受給要件を確認する等、労災年金の支給に必要となる際に、入手元(本人又は本人の代理人、日本年金機構、3共済、地方公共団体情報システム機構、口座情報登録システム)から上記と同様の個人情報を入手する。	事前	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更 (重要な変更にあたらぬ)
令和5年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④ 入手に係る妥当性	・日本年金機構、口座情報登録システム(仮称)とは情報提供ネットワークシステム、地方公共団体情報システム機構とは専用線(住民基本台帳ネットワークシステム)により、労災年金の受給要件を確認する際に、個人番号、基本4情報、厚生年金等の受給金額等の労災年金の支給に必要な個人情報を入手することとしており、これにより厚生年金等の受給状況に関する添付書類(裁定通知書等)や住民票等の添付を省略することができる。	・日本年金機構、3共済、口座情報登録システムとは情報提供ネットワークシステム、地方公共団体情報システム機構とは専用線(住民基本台帳ネットワークシステム)により、労災年金の受給要件を確認する際に、個人番号、基本4情報、厚生年金等の受給金額等の労災年金の支給に必要な個人情報を入手することとしており、これにより厚生年金等及び3共済年金の受給状況に関する添付書類(裁定通知書等)や住民票等の添付を省略することができる。	事前	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更 (重要な変更にあたらぬ)
令和5年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤ 本人への明示	厚生労働省が、日本年金機構との情報連携のために個人番号を取得することは、番号法第14条、番号法別表第1第5項(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による保険給付の支給又は社会復帰促進等事業の実施に関する事務)、番号法別表第2第7項(労働者災害補償保険法による保険給付の支給に関する事務)、第35項(厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務)、第47項(国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除に関する事務)、第107項(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務)にその根拠が示されている。	厚生労働省が、日本年金機構及び3共済との情報連携のために個人番号を取得することは、番号法第14条、番号法別表第1第5項(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による保険給付の支給又は社会復帰促進等事業の実施に関する事務)、番号法別表第2第7項(労働者災害補償保険法による保険給付の支給に関する事務)、第35項(厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務)、第47項(国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除に関する事務)、第107項(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務)にその根拠が示されている。	事前	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更 (重要な変更にあたらぬ)
令和5年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧ 使用方法	・情報提供用個人識別符号をキーワードとして、情報提供ネットワークシステムを介し日本年金機構より、厚生年金等の受給状況に関する情報の提供を受ける。	・情報提供用個人識別符号をキーワードとして、情報提供ネットワークシステムを介し日本年金機構及び3共済より、厚生年金等の受給状況に関する情報の提供を受ける。	事前	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更 (重要な変更にあたらぬ)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	・労働基準行政システムに厚生年金等の受給状況に関する情報が既に保存されていた場合、年6回情報提供用個人識別符号をキーワードとして、情報提供ネットワークシステムを介し日本年金機構より提供を受けた厚生年金等の受給状況に関する情報と、突合する。	・労働基準行政システムに厚生年金等の受給状況に関する情報が既に保存されていた場合、年6回情報提供用個人識別符号をキーワードとして、情報提供ネットワークシステムを介し日本年金機構及び3共済より提供を受けた厚生年金等の受給状況に関する情報と、突合する。	事前	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更 (重要な変更にあたらぬ)
令和5年3月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1～4、6及び7 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	時点修正(重要な変更にあたらぬ)
令和5年3月28日	(別添2)ファイル記録項目		記録項目の変更	事前	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更 (重要な変更にあたらぬ)
令和5年3月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・請求人等より提供を受けた個人番号をキーワードとして日本年金機構から提供を受けた厚生年金等の受給金額等と、労働基準行政システムに保存されている厚生年金等の受給金額等を突合し、更新する。	・請求人等より提供を受けた個人番号をキーワードとして日本年金機構及び3共済から提供を受けた厚生年金等の受給金額等と、労働基準行政システムに保存されている厚生年金等の受給金額等を突合し、更新する。	事前	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更 (重要な変更にあたらぬ)
令和5年3月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	第19条第14号	第19条第15号	事前	時点修正(重要な変更にあたらぬ)
令和5年3月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した個人情報が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	・請求人等が請求書等に記載した厚生年金等の受給状況に関する情報と、情報提供用個人識別符号をキーワードとして、情報提供ネットワークシステムを介し日本年金機構より提供を受けた厚生年金等の受給状況に関する情報とを突合することにより、照会対象者に係る正確な特定個人情報を入手することを担保する。	・請求人等が請求書等に記載した厚生年金等の受給状況に関する情報と、情報提供用個人識別符号をキーワードとして、情報提供ネットワークシステムを介し日本年金機構及び3共済より提供を受けた厚生年金等の受給状況に関する情報とを突合することにより、照会対象者に係る正確な特定個人情報を入手することを担保する。	事前	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更 (重要な変更にあたらぬ)
令和5年3月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	【平成30年度】 ①労働局において、雇用調整助成金関係18件、育児休業取得促進等助成金関係10件、就職促進手当関係3件、国家公務員退職手当法に基づく失業者の退職手当関係48件の行政文書ファイルを誤廃棄する事案があった。 【令和元年度】 なし 【令和2年度】 なし	【令和元年度】 なし 【令和2年度】 なし 【令和3年度】 なし	事前	時点修正(重要な変更にあたらぬ)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月28日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p> <p>再発防止策の内容</p>	<p>【平成30年度】</p> <p>なし①労働局においては、文書管理研修等の内容の充実・強化を図り、文書管理ルールに則った廃棄実施の徹底、文書管理監査の強化等を図った。</p> <p>【令和元年度】</p> <p>なし</p> <p>【令和2年度】</p> <p>なし</p>	<p>【令和元年度】</p> <p>なし</p> <p>【令和2年度】</p> <p>なし</p> <p>【令和3年度】</p> <p>なし</p>	事前	時点修正(重要な変更にあたらない)
令和5年3月28日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク2: 特定情報が古い情報のまま保管され続けるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>・請求人等より提供を受けた個人番号をキーワードとして日本年金機構から提供を受けた厚生年金等の受給金額等と、労働基準行政システムに保存されている厚生年金等の受給金額等を突合し、更新する。</p>	<p>・請求人等より提供を受けた個人番号をキーワードとして日本年金機構及び3共済から提供を受けた厚生年金等の受給金額等と、労働基準行政システムに保存されている厚生年金等の受給金額等を突合し、更新する。</p>	事前	リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更(重要な変更にあたらない)
令和5年3月28日	表紙 公表日	令和3年9月3日	令和5年3月28日	事前	時点修正(重要な変更にあたらない)